

2025年度（令和7年度）

科学研究費助成事業 制度等説明会

2025年7月25日（金）～8月18日（月）
オンライン説明会（Google Classroom）

次 第

【第1部】（※必須項目）

研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について

【第2部】（※任意項目）

- 科学研究費助成事業（科研費）について
- 科研費事業の最近の動向及び令和8（2026）年度公募について
- 令和8（2026）年度科研費への応募について
- 科研費電子申請システムの操作方法について

第1部（※必須項目）

研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について

※以下、スライドは文部科学省「令和7(2025)年度科学研究費助成事業等説明会」（令和7年7月開催）資料、
文部科学省「令和5(2023)年度科学研究費助成事業等説明会」（令和5年7月開催）資料および
文部科学省「平成30年度科学研究費助成事業公募要領等説明会」（平成29年9月開催）資料より**抜粋**

【主な説明内容】

1. 科研費の管理と適正な執行について
2. 研究不正等の防止について
 - 1) 研究費の不正使用の防止に関する取組
 - 2) 研究活動における不正行為の防止に関する取組
3. 研究倫理教育プログラム等について
4. 令和6年度科研費実地検査の結果
5. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する告発等
受付窓口

1. 科研費の管理と適正な執行について

研究機関による「科研費」の管理～機関管理～

科研費は採択された研究課題の研究代表者に対して交付されますが、研究の実施に専念してもらうため、**研究機関が責任をもって管理**することとしています。

- **研究者使用ルール（補助条件（交付条件））**
 - ・ 研究機関に各研究機関が行うべき事務等に従って補助金（助成金）の管理を行わせる
- **機関使用ルール（各研究機関が行うべき事務等）**
 - ・ **研究者に代わり、補助金（助成金）（直接経費）を管理する。**本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、**各機関が定める規程等に従って適切に行う**



研究機関が自ら定める科研費に関するルールが、直接経費の使い勝手に大きく影響している。

【参考】研究費の管理・使用に係る大学等における過度の“ローカルルール”の改善に向けた事務連絡

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における研究費の管理・使用について」（平成29年3月24日 文部科学省）

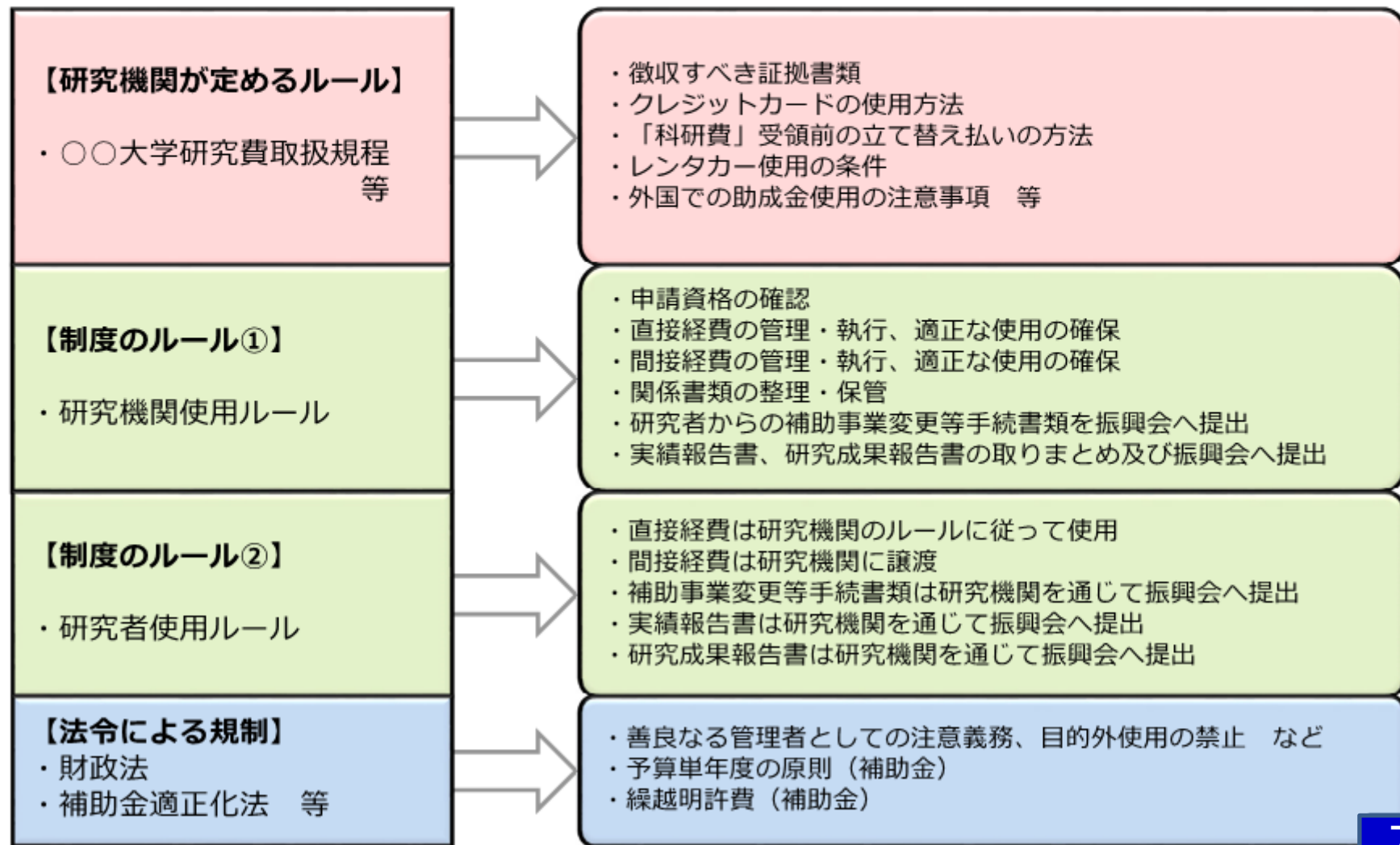
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/icsFiles/afieldfile/2017/04/19/1222251_02.pdf

「文部科学大臣所轄学校法人における研究費の管理・使用について」（平成29年3月31日 文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/1397203_001.pdf

使用ルールの階層構造

科研費の使用ルールの階層構造は以下のとおりです。法令による規制があり、その上に、科研費制度のルールがあり、更にその上に各研究機関が定めるルールがあります。



● 科研費の基金化 (※基盤研究 (B)・(C)、若手研究、挑戦的研究、国際先導研究等国際種目 など)

- ・ 事前の手続きなく、補助事業期間内での研究費の次年度使用が可能
- ・ 補助事業期間内での、年度をまたぐ物品の調達が可能

● 補助金種目の「繰越し」「調整金」

- ・ やむを得ない事由により研究の完了が見込めない場合、手続きの上、翌年度へ繰り越して使用することが可能。(繰越し)
- ・ 前倒し使用や一定条件を満たす場合の次年度使用が可能。(調整金)

(繰越し制度) https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/rule.html#kurikoshi

(調整金制度) https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/rule.html#tyousei

● 複数の科研費や他の経費との合算による使用

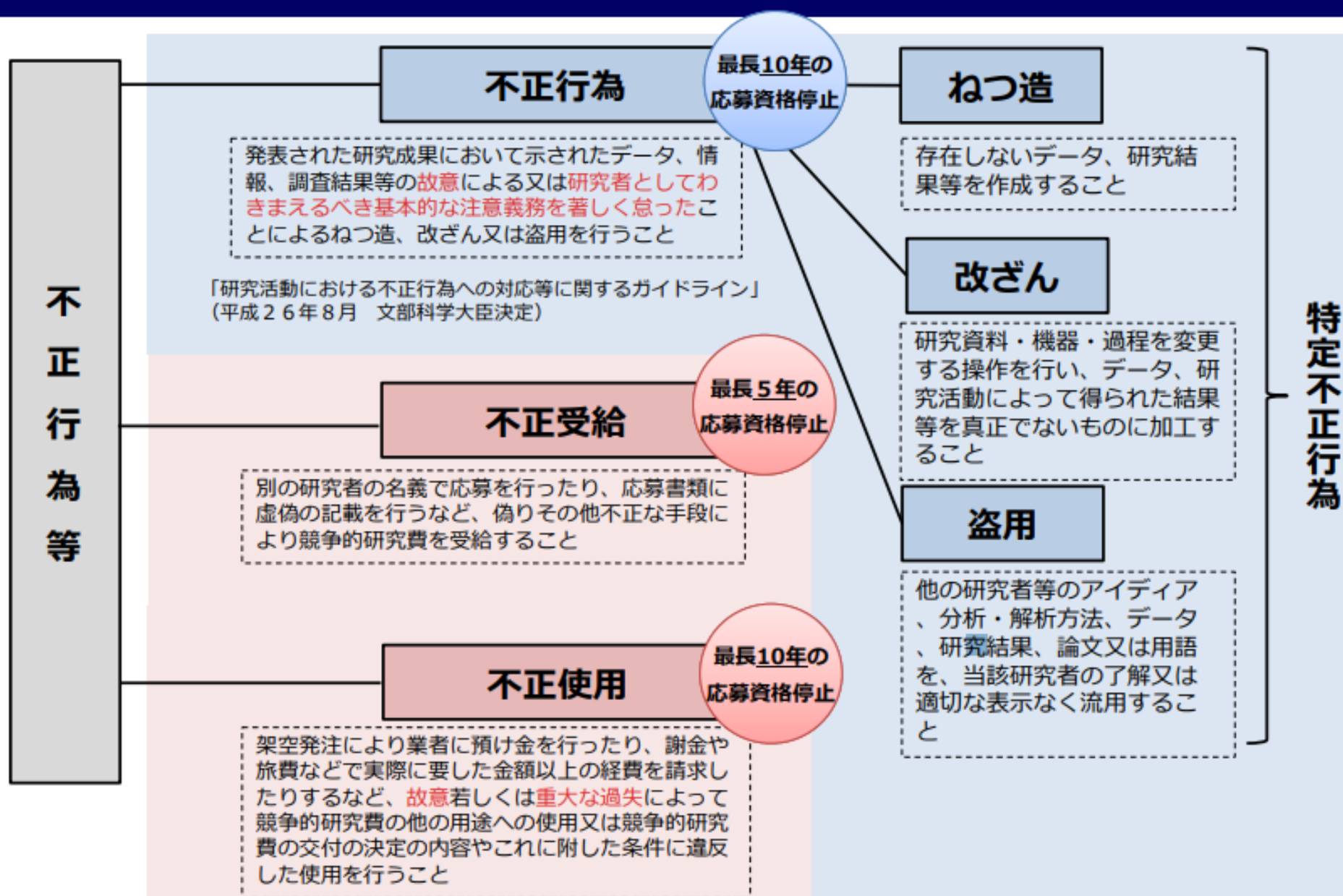
- ・ 使途に制限のある者との合算は、使用区分を明らかにした上で可能。
- ・ 科研費同士の場合は、使用区分を明らかにする場合のほか、負担額及び算出根拠を明らかにする場合も可能。

「複数の研究費制度による共用設備の購入について」

https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

2. 研究不正等の防止について

研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは



不正行為（特定不正行為）

故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用。

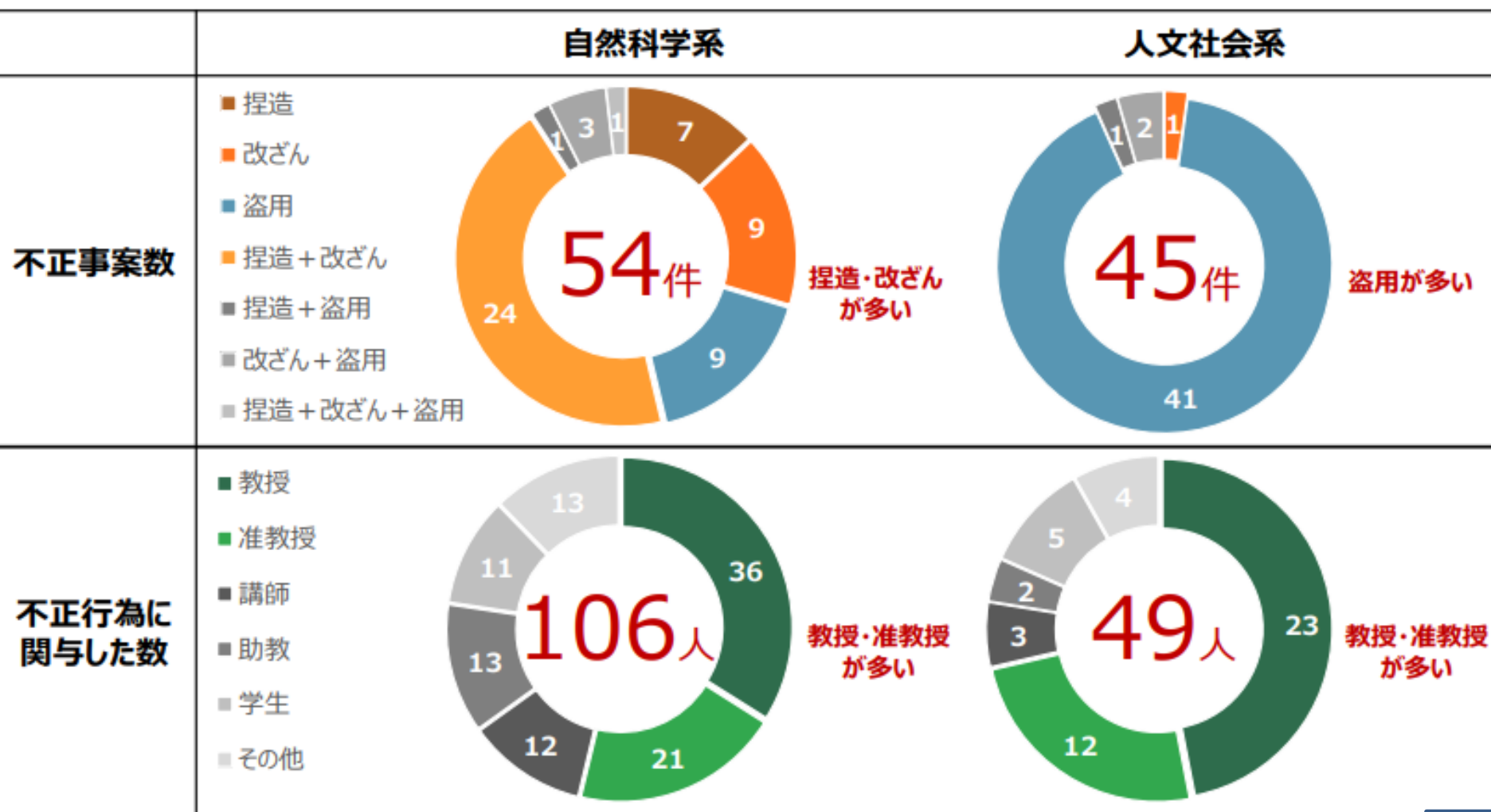
（研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン）

- ① **捏造** 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- ② **改ざん** 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正ではないものに加工すること。
- ③ **盗用** 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

研究不正の認定状況（2015～2024年度）

現行ガイドラインの適用後（2015年4月以降）の研究不正の認定状況は、以下のとおり。

- 特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）の件数は、99件（自然科学系54件、人文社会系45件）
- 特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）に関与した者等の数は、155人（自然科学系106人、人文社会系49人）



研究活動における不正行為の事例

【事案の概要】

- 元特任助教は筆頭著者となっている調査対象論文5編中の多数の図表等において、実験結果が実験ノートに存在しないこと、実験結果の数値等が改ざんされていることを確認したことから、捏造及び改ざんを認定した。
- 調査対象論文5編の責任著者の教授は、他の共著者や研究室構成員に論文データの確認を任せするなど、責任著者・PIとしての確認・注意義務を著しく怠ったことから、「不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者」として認定した。

【不正の発生要因・背景】

- 論文投稿時の論文と実験ノートの確認体制の不足
- 責任著者による不正行為の有無を確認する意識の欠如
- 論文投稿前の再現実験等による確認の不備
- ミーティングでの検証不足と実験ノートによる裏付けの確認不足

【措置】

- 不正行為が認定された論文5編は撤回。
- 大学において大学の就業規則に基づき対応予定（教授）
- 競争的研究費等への申請及び参加資格を制限
(元特任助教：7年間、教授：3年間)

○文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案（一覧）

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360847_00010.htm

不正行為を行った研究者に対する措置について

不正行為に関与した研究者や不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等に責任を負うと認定された研究者については、不正行為の程度等により、下表のとおり科研費への応募資格が制限されます。また、併せて他府省を含む他の競争的研究費への応募についても制限される場合があります。

【応募資格の制限】

不正行為の関与に係る分類			学術的・社会的影響度、行為の悪質性	制限期間
不正行為に関与した者	ア) 研究当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が小さい、若しくは行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	ウ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者ではない者			2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が小さい、若しくは行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

【当該資金の返還について】

不正行為が認められた研究課題については、必要に応じ、**当該研究費の全部又は一部の返還**を求めることがあります。

【不正事案の公表について】

研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、**原則、研究者氏名を含む当該不正の概要を日本学術振興会のHPにおいて公表**します。

また、**文部科学省HPに特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が行われたと確認された事案について、その概要及び研究配分機関における対応などを一覧化して公開**しています。

不正使用

故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用

(研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準))

【不正使用の例】

- 物品・役務に関するもの 架空発注、預け金、品名替え、目的外の物品購入 等
- 旅費に関するもの カラ出張、旅費の二重請求 等
- 給与、謝金に関するもの カラ給与、カラ謝金、水増しや虚偽の請求 等

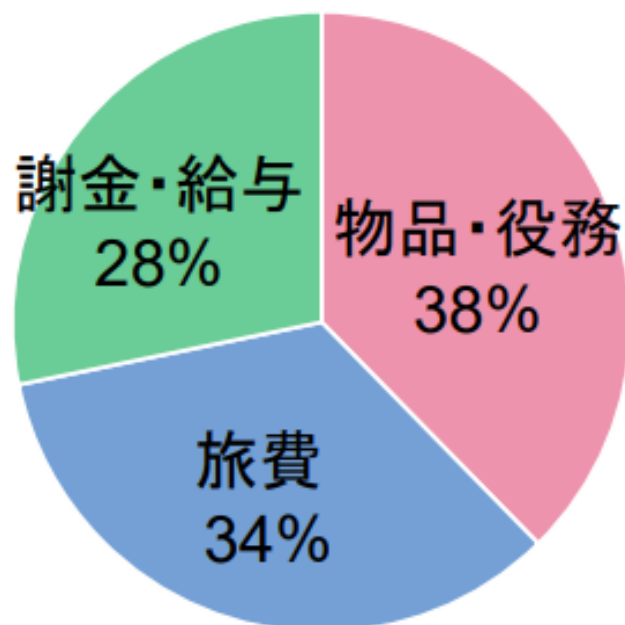
不正使用の認定・公表状況

■ 不正使用の認定件数

※2016年度～2024年度に認定・公表された不正使用事案
実際に不正使用が行われていた年度とは異なる

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	合計
件数	11件	9件	5件	12件	4件	9件	7件	4件	12件	73件

■ 不正種別の内訳



【 物品・役務 】 預け金、期ずれ、品名替え、
目的外の物品購入 等

【 旅 費 】 カラ出張、旅費の二重請求 等

【 謝金・給与 】 カラ給与、カラ謝金、水増し
や虚偽の請求 等

※1件の事案で複数の不正が行われた場合は両方の種別に計上

研究費の不正使用の事例

【事案の概要】

- 不正の種別：架空請求（カラ出張）
- 教員は、研究用図書を大学のシステムを通して購入すると割高になり研究費が不足するとして、旅費の架空請求を行い研究用図書の購入に充てた。
- 年度末の予算執行締め切り後に図書が必要になる場合に備え、不正に領得した旅費を自らの口座にストック。
- 学会等の案内をインターネット等で入手し架空請求を行い、虚偽の出張報告書を提出することにより大学から旅費を領得。
- 不正に領得した現金は、私用口座と混然一体で管理され、**私的流用があったと認定**。
- **不正に支出された研究費の額：約99万円**

【不正の発生要因・背景】

- 教員は、**研究倫理及び行動規範遵守の意識が欠如**していた。
- 出張旅費の精算時においては、用務に関する資料として学会のプログラム等により確認を行っていたが、学会参加証等の用務実態を証明する書類の提出は必須としておらず、用務実態の確認は行われていなかった。

【措置】

- 大学より教員に対し諭旨解雇処分

不正使用・不正受給を行った研究者に対する措置について

不正使用や不正受給を行った者及びそれに共謀した者や善管注意義務に違反した者については、不正の程度により、下表のとおり科研費への応募資格制限が課されます。また、併せて他府省を含む他の競争的研究費への応募についても制限される場合があります。

【応募資格の制限】

応募制限の対象者	不正使用の程度と交付しない期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、 10年
	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、 5年
	私的流用以外で ② ①及び③以外の場合、 2～4年
	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、 1年
不正受給を行った研究者と共謀者	5年
不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

【当該資金の返還について】

不正使用等が認められた研究課題については、**当該研究費の全部又は一部の返還**を求めます。

【不正事案の公表について】

研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、**原則、研究者氏名を含む当該不正の概要を日本学術振興会のHPにおいて公表**します。

また、**文部科学省のHPに不正使用・不正受給事案、配分機関の措置状況を掲載**しています。

科研費を活用して学術研究を進める研究者の責務

○科研費を活用して学術研究を進める研究者は、次のような点に大きな責務を負っています。

- ◆学術的な切磋琢磨の中で、自らの学術研究の社会的・文化的価値を高めること。
- ◆限られた国民の税金で措置されている科研費を適正に活用すること。
- ◆高い研究者倫理に基づいて自律的に学術研究を進めること。



**不正な受給や不正使用、研究活動上の不正行為は、
学術研究全体の信頼を損ねることにつながりかねません。
公的研究費を使用している者として、研究者倫理の自覚の下に研究活動に従事することが重要です。**

不正が認定された場合、研究者に対して、

- ・機関内での人事処分、刑事告訴・民事訴訟、個人の氏名を含んだ調査結果の公表、
- ・配分機関からの研究費の一部または全部の返還、申請及び参加資格の制限、公表等の措置がされることがあります。

また、各研究機関の事務担当者におかれても、不正が起こることがないように、関係者の意識向上や必要な体制の整備に努めてください。

- 不正は組織全体の信用の失墜へ繋がり、あらゆる面で重大な影響を与えます。
- 不正を事前に防止するための体制整備が必要です。

あなたの研究機関で不正が発生した場合...

- ・不正調査のために多大なコストが発生します
- ・組織全体の信用が失墜します
- ・不正が認定された場合、研究費の返還や、体制整備状況の調査対象とされるなど、様々なペナルティが科せられます

2.（1）研究費の不正使用の防止に関する取組

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正概要 （令和3年2月改正 文部科学大臣決定）

改正の背景

- ガイドラインに基づく管理・監査体制については、各研究機関において土台となる基本的体制が整備され、不正防止の取組が行われてきたが、依然として様々な形で研究費不正が発生し続けている。

【件数】平成26年度のガイドライン改正後も、研究費不正の認定件数は毎年10件程度で推移

【種別】「物品・役務」の不正が減少する一方、「謝金・給与」及び「旅費」の不正が増加傾向

【要因】①不正防止のPDCAサイクルの形骸化、②組織全体への不正防止意識の不徹底、③内部牽制の脆弱性

- 我が国の科学技術・学術の発展のためには、研究費不正を起こさせない環境を構築し、不正を根絶することが急務。

改正の内容 ～研究費不正根絶のために～

- 研究機関全体の意識改革を図り、研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成するために、以下の3項目を柱に不正防止対策を強化。
- これまでの各研究機関の取組状況や不正事案の発生要因を踏まえ、従前のガイドラインの記述の具体化・明確化を図る。

<不正防止対策強化の3本柱>

ガバナンスの強化

～不正根絶に向けた最高管理責任者の
リーダーシップと役割の明確化～

- ✓ 最高管理責任者による不正根絶への強い決意表明と役員会等での審議の要件化
- ✓ 監事に求められる役割として、不正防止に関する内部統制の状況を機関全体の観点から確認し意見を述べることを要件化
- ✓ 効果的な内部統制運用のため不正防止のPDCAサイクルを徹底
【不正防止計画への内部監査結果の反映等】

意識改革

～コンプライアンス教育・啓発活動による
全構成員への不正防止意識の浸透～

- ✓ 統括管理責任者が行う対策として、不正を防止する組織風土を形成するための総合的な取組のプロデュースを要件化
- ✓ 不正根絶に向けた啓発活動（意識の向上と浸透）の継続的な実施を要件化
- ✓ 啓発活動は、コンプライアンス教育と併用・補完し内部監査の結果など認識の共有を図る

不正防止システムの強化

～監査機能の強化と不正を行える
「機会」の根絶～

- ✓ 内部監査の実施にあたり専門的な知識を有する者（公認会計士等）の参画を要件化
- ✓ 監事・会計監査人・内部監査部門の連携を強化し、不正防止システムのチェック機能を強化
- ✓ コーポレートカードの利用等、研究者を支払いに関与させない支出方法の導入等

整備

各研究機関：令和3年度を「不正防止対策強化年度」と位置付け、各機関で再点検を行い体制整備を推進
文部科学省：各研究機関における体制整備状況のモニタリング及び指導を強化

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準） 骨子

第1節 機関内の責任体系の明確化

- (1) 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 ※最高管理責任者及び統括管理責任者の役割を追加
- (2) 監事に求められる役割の明確化 【新設】

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透） ※啓発活動を新設
- (2) ルールの明確化・統一化
- (3) 職務権限の明確化
- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置 ※不正防止計画推進部署と内部監査部門の連携の強化
- (2) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施 ※不正防止計画へ内部監査結果を反映させることを追加

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

※コーポレートカードの利用等による不正防止対策の強化

第5節 情報発信・共有化の推進

第6節 モニタリングの在り方

- ※内部監査における専門的知識を有する者（公認会計士等）の活用
- ※監事・会計監査人・内部監査部門の連携
- ※内部監査結果の周知と機関全体としての再発防止の徹底

第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング、指導及び是正措置の在り方

第8節 文部科学省、配分機関による競争的研究費等における不正への対応

2.（2）研究活動における不正行為の防止に関する取組

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン【概要】

～不正行為に対する研究者・科学コミュニティ、研究機関の責任の観点から～

【不正行為に関する基本的考え方】

- 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。**不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。**
- 不正行為への対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。
- 大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることで、不正行為が起これにくい環境がつけられるよう**対応の強化を図る**必要があるため、特に、組織としての責任体制の確立による**管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組**を推進。

研究者・科学コミュニティの責任

【研究活動】

- 観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づき新たな知見を創造
- 研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティへの公開

【研究者の責任】

- 責任ある研究の実施
 - ・研究活動の本質を理解し、それに基づく**作法や研究者倫理を身に付ける**
 - ・共同研究における個々の研究者間の役割分担・責任の明確化
 - ・**研究データの適正な記録保存や厳正な取扱いの徹底**
- 特定不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において、科学的根拠を示して説明

【科学コミュニティの責任】

- 各研究者から公表された研究成果を厳正に吟味し、評価することを通じて、**品質管理を徹底**
- 不正行為の範囲・定義**について、各研究分野の状況等を踏まえ、学協会等の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で**明確化**し、当該不正行為が発覚した場合の**対応方針を提示**

大学等の研究機関の責任

【組織としての責任体制の確立】

- 管理責任の明確化と不正行為を事前に防止する取組**の推進
 - ・不正行為疑惑の調査手続きや方法等に関する**規程・体制の整備・公表**
 - ・実効的な取組推進（研究者間の役割分担・責任の明確化、代表研究者による研究成果確認、若手研究者へのメンター配置等を組織的に取組む）

【不正の事前防止に関する取組】

- 不正行為を抑止する環境整備
 - ・**研究倫理教育の実施**
 - ✓大学：学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底。学生への研究倫理教育を実施。
 - ✓大学等の研究機関：研究倫理教育責任者の配置。広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施。
 - ✓配分機関：競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認。
 - ・**一定期間の研究データの保存・開示の義務付け**

【不正事案への対応】

- 特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）の告発受付、事案調査、調査結果の公開
 - ・**調査への第三者の視点の導入（外部有識者半数以上。利害関係者排除）**
 - ・各研究機関における調査期間の目安の設定
 - ・調査の公正性等に関する不服申立ては調査委員を交代・追加等して審査

違反に係る研究者に対する措置

- 競争的資金等の返還、申請制限
（競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の特定不正行為も対象とする）
- 所属研究機関の組織内部規程に基づく処分

違反に係る研究機関に対する措置

- 間接経費の削減**
 - ・体制不備が認められた研究機関に「管理条件」を付し、その後、履行が認められない場合
 - ・正当な理由なく調査が遅れた場合

3. 研究倫理教育プログラム等について

科研費の研究活動に参画する研究者は、
以下の①または②の受講等が必須。

①次のような研究倫理教育に関する教材の通読・履修

- **Green Book**
- **eL CoRE**
- APRIN eラーニングプログラム
(eAPRIN(旧 CITI Japan)) 等

②「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえて研究機関が実施する研究倫理教育の受講

科研費における研究倫理教育プログラムの受講等②

1. 令和8年度**新規**研究課題に参画する研究代表者、研究分担者

令和8年度科学研究費助成事業の新規研究課題に参画する研究代表者、研究分担者は、交付申請前までに、研究倫理教育の受講等をあらかじめ行っておく必要があります。

なお、過去に研究倫理教育の受講等をしている場合や、他の研究機関で研究倫理教育の受講等をした後に異動をした場合などには、所属する研究機関に研究倫理教育の受講等についてよく確認をしてください。

2. 令和8年度に**継続**が予定されている研究課題の研究代表者、研究分担者

研究倫理教育の受講等については、所属する研究機関によく確認をしてください。

ただし、令和8年度科学研究費助成事業で新たに研究分担者を追加する場合、研究代表者は、当該研究分担者が研究倫理教育の受講等を行ったか確認する必要があります。

その際、研究分担者は、交付申請前まで（交付決定後においては、研究代表者が日本学術振興会に研究分担者の変更承認申請を行う前まで）に、研究倫理教育の受講等を行う必要があり、受講した旨を研究代表者に報告してください。

e-RadのログインID・パスワードの取扱いについて

- 他者のe-RadのログインID・パスワードを用いて研究費を不正申請・**受給**する事案が発生しています。
- e-RadのログインID・パスワードの管理や、これらの管理から派生する責任は**システム利用者が負う**ものとされています。



ログインID・パスワードは、決して他者に漏洩することがないように、
e-Radのシステム利用規約に則り厳格な管理をお願いします。

【参考】府省共通研究開発管理システム（e-Rad）利用規約（抜粋）

第4条4 本システムを利用する際に必要となるID・パスワードの管理並びにこれらの管理から派生する責任はシステム利用者が負うものとする。

科研費を活用して学術研究を進める研究者の責務

○**科研費を活用して学術研究を進める研究者は、次のような点に大きな責務を負っています。**

- ◆学術的な切磋琢磨の中で、自らの学術研究の社会的・文化的価値を高めること。
- ◆限られた国民の税金で措置されている科研費を適正に活用すること。
- ◆高い研究者倫理に基づいて自律的に学術研究を進めること。



**不正な受給や不正使用、研究活動上の不正行為は、
学術研究全体の信頼を損ねることにつながりかねません。
公的研究費を使用している者として、研究者倫理の自覚の下に研究活動に従事することが重要です。**

不正が認定された場合、研究者に対して、

- ・機関内での人事処分、刑事告訴・民事訴訟、個人の氏名を含んだ調査結果の公表、
- ・配分機関からの研究費の一部または全部の返還、申請及び参加資格の制限、公表等の措置がされることがあります。

また、各研究機関の事務担当者におかれても、不正が起こることがないように、関係者の意識向上や必要な体制の整備に努めてください。

【参考】研究倫理教育教材の例(1) — Green Book

日本学術会議 提言

「研究活動における不正の防止策と事後措置－科学の健全性向上のために－」(平成25年12月26日)

「すべての研究者が不正行為や利益相反への対処を含めた『科学者の行動規範』を学習し、それに基づいて行動するように、研究機関や学会等において研究倫理に関する研修プログラムを開発して実施することが必要」

日本学術会議
の連携・協力

日本学術振興会

「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」(通称: **Green Book**) を編集・出版

- 研究者が知っておくべき事柄や研究の進め方などの基盤知識をとりまとめ
- HP (<http://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>) でテキスト版もダウンロード可能

英語版

(平成27年5月)



日本語版

(平成27年3月)

(構成)

- I 責任ある研究活動とは
- II 研究計画を立てる
- III 研究を進める
- IV 研究成果を発表する
- V 共同研究をどう進めるか
- VI 研究費を適切に使用する
- VII 科学研究の質の向上に寄与するために
- VIII 社会の発展のために

【参考】研究倫理教育教材の例(2) — eL CoRE

「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」(**Green Book**)をもとにした「研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics[**eL CoRE**])」を提供(日本語版、英語版)

<https://www.netlearning.co.jp/clients/jsps/top.aspx>



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE

日本学術振興会



受講者ログイン/
Enrollee Login

User ID

Password

ログイン(Log in)

ユーザID・パスワードを忘れた場合はこちら
Forgot your User ID or password?
管理者ログインはこちら

HOME

新規登録(個人)/
New Registration
(individuals)

新規登録(団体)

推奨環境/Requirements

操作マニュアル/
Course Manual

よくあるご質問

研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]

研究倫理eラーニングは、『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』をもとに、時間と場所を選ばずに研究倫理を学修できるよう作成したeラーニング教材です。

Japanese

English

本eラーニングは、人文学・社会科学から自然科学までのすべての分野の研究に関わる者が、どのようにして科学研究を進め、科学者コミュニティや社会に対して成果を発信していくのかといったことについて、エッセンスになるとされる事柄を整理しまとめたものです。研究を進めるにあたって知っておかなければならないことや、倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用など、科学者としての心得が示されています。

【本eラーニングの特長】

■特長1

どなたでも無料で受講できます。



受講にあたって年齢・学歴・職業・資格等の条件はありません。個人での受講登録は [こちら](#)

■特長2

団体受講・管理が可能です。



複数名の受講を一括申込できます。管理者は受講者の進捗状況を専用画面でチェックできます。団体の受講登録は [こちら](#)

■特長3

事例で学ぶため、理解が深まります。



平均所要時間は約90分です。アニメーションをメインとした教材で、修了すると修了証書が発行されます。

4. 令和6年度科研費実地検査の結果

令和6年度科研費実地検査の結果

(1) 科学研究費助成事業実地検査の目的

- 研究機関における科研費の機関管理の実態及び不正防止への取組状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行うことにより、**研究機関に対して科研費を管理する機関として必要な体制の整備を求める。**
- 研究機関の**科研費担当者の科研費の適正管理に対する意識向上**を図る。
- 実地検査結果の分析や、研究機関との科研費制度に関する意見交換の実施により、**科研費制度改善の一助**とする。

(2) 令和6年度の実施研究機関数

○40研究機関（※）

国立大学… 9機関

公立大学… 4機関

私立大学… 16機関

短期大学・高等専門学校… 1機関

（地方）独立行政法人・国立研究開発法人・大学共同利用機関法人… 6機関

その他（公立研究機関、財団法人）… 4機関

※科研費の交付を受けている、又は交付を受けたことのある研究機関を対象として、以下の選定方針により一定数について実施。

- ・過去の不正等による返還等に伴い再発防止策の実施状況を確認する必要がある研究機関
- ・過去の実地検査で指摘を受け、その改善状況を確認する必要がある研究機関
- ・その他、実地検査を実施する必要があると文部科学省又は日本学術振興会が判断した研究機関

(3) 主な検査事項

- 科研費の応募資格等に関する事項
- 科研費の事務手続等に関する事項
- 科研費の執行管理に関する事項
- 研究機関における不正を防止するための体制等に関する事項



※実地検査の結果は文書で通知。

※特に、「法令、科研費に係る規程等、ガイドラインに抵触している疑いがあるなど**早急に改善すべき**」指摘は、**期限を切って改善状況について報告を求めます。**

令和6年度科研費実地検査における指摘事項①

【適切な事務処理と管理・牽制について】

■主な指摘内容

- ・ 納品書に検収印がない、必要な添付書類が不足している、検収実施者や検収日等の客観的な確認が困難な書類、機関内のルールに沿っていない発注など、手続き上不備のある会計伝票が散見された。
- ・ 手続きに必要な関係書類が長期間研究者の手元にあり、手続きが滞った会計伝票が散見された。
- ・ 事務局による当初計画に照らした予算執行状況の確認や、それに応じたフォローが十分ではなかったことに起因した、年度末における多数の出張や消耗品の購入が集中している研究課題が見受けられた。
- ・ やむを得ない事情もなく、発注先に偏りが見受けられた。

■参考

- ・ 「機関使用ルール」より抜粋
購入物品の発注、納品検収、管理について、（中略）研究機関が適切に行うこと。
- ・ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」より抜粋
不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。
予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。

■改善のポイント

- ・ 会計伝票の手続き不備は、不正の発生リスクになり得ることから、実態を正しく反映した証拠書類を作成・保管するよう、適正な事務処理を確実に行える体制を整備してください。
- ・ 年度末における多数の執行の集中や発注先の偏り等は、不正使用や適切性を欠いた使用の発生要因にもなり得ると考えられるため、事務局による適切な執行管理や牽制により、機関の特性に応じた実効性のある体制を整備してください。

【旅費の支出にあたっての事実確認について】

■主な指摘内容

- 旅費の報告書の実事確認について、形骸化している可能性が否めず、後日、検証可能な報告書となっているかどうか懸念がある。
- 旅費の支出における事実確認について、過度な証拠書類の徴収となっている可能性がある。

■参考

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」より抜粋
研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認については、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の実事確認を行う。
旅費の支払に当たっては、コーポレートカードの活用や旅行業者への業務委託等により、研究者が支払に関与する必要のない仕組みを導入することが望ましい。（令和3年2月改正にて追加された内容）
- 「機関使用ルール」より抜粋
旅費及び人件費・謝金の支出は、事実確認を行った上で適切に行うこと。
- 「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における研究費の管理・使用について」より抜粋
(https://www.mext.go.jp/content/1222251_02.pdf 当時本通知は公立・私立大学及び高等専門学校にも参考送付された。)
研究者等の負担を軽減するとともに、研究支援業務に関する事務の効率化を図るため、国立大学法人及び大学共同利用機関法人における事務処理に関する基準について別紙のとおり、お示しすることといたしました。

■改善のポイント

- 不正使用の発生リスクの回避方策として、研究者が旅費の支払い手続きに直接関与する必要のない仕組みの導入も検討ください。
- 不正防止のために実効性ある体制を整備・運用するに当たっては、単にルールを厳格化するのではなく、法人の性格や規模、コストやリソース等を十分に考慮してください。

令和6年度科研費実地検査における指摘事項③

【人件費等の支出にあたっての事務局の関与について】

■ 主な指摘内容

- 研究機関と雇用契約を結ばず、単発的な役務に対し、謝金を支出する場合において、事務部門による勤務実態の確認が不十分。
- 研究機関と雇用契約を結んだ上で、人件費を支出する場合において、事務部門による勤務実態の確認が不十分。

■ 参考

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」より抜粋
非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行うことが必要。
- 「機関使用ルール」より抜粋
研究協力者の雇用に当たっては、研究機関が採用時に面談や勤務条件の説明を行い、雇用契約において勤務内容、勤務時間等について明確にした上で研究機関が当事者となって雇用契約を締結するとともに、研究機関が出勤簿や勤務内容の確認を定期的に行うなど研究協力者の勤務状況について適切に管理して給与等を支給すること。

■ 改善のポイント

- 勤務状況の確認については、研究室のみに任せるのではなく、研究機関として実態を把握できる体制を整備してください。

【コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施について】

■主な指摘内容

- ・ コンプライアンス教育について、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して実施していない。
- ・ 機関構成員からの誓約書徴収が不十分。

■参考

- ・ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」より抜粋

これら（コンプライアンス教育）の内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。

競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員から、誓約書等を求めていると、受講内容等を遵守する義務があることの意識付けや不正を行った者に対する懲戒処分等が厳正に行えないことにもなりかねない。このため、内部規程等により、誓約書等の提出、内容等について明確化し、受講の機会等（新規採用者、転入者等についてはその都度）に提出を求め、遵守事項等の意識付けを図ることが必要である。

また、実効性を確保するため、誓約書等の提出を競争的研究費等の申請の要件とすることや提出がない場合は競争的研究費等の運営・管理に関わるできないこととするなど、併せて内部規程等により明示することも必要である。

■改善のポイント

- ・ 科研費による研究活動に関わる全ての構成員（研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者）に対し、定期的に教育を実施し、誓約書徴収をしているか確認してください。
- ・ 上述「ガイドライン（令和3年2月改正（※1））」において研究機関としての対応が明確化された「啓発活動（意識の向上と浸透）」は、コンプライアンス教育とともに不正防止に向けた意識改革の重要要素であるため、継続した実施が求められます。

※1：改正概要 https://www.mext.go.jp/content/210201-mxt_sinkou02-1343904_21_2.pdf

【その他の主な指摘事例】

- ・ 合算使用の周知が不十分
- ・ 共用設備購入方法の周知が不十分
- ・ 無理な使い切りと見受けられる伝票が散見されたため、①不要であれば返還手続き、②繰越しや調整金を活用した研究費の使用時期の適正化、③他経費との合算使用の取扱いを活用した研究費の有効活用などについて、周知が必要
- ・ 研究者による発注を行う場合の事務による確認が不十分
- ・ 科研費被雇用者が科研費に申請（応募）可能とするために、研究機関として必要な対応（雇用契約等への勤務時間やエフォート等の明記）がなされていない
- ・ JSPSへの事前「承認」を必要とする手続きが事後の承認となっている
- ・ 寄付を受け入れた設備等の管理不備
- ・ 安全保障貿易管理等の事務における規程や体制整備が不十分
- ・ 特別監査※として求められる徹底的な監査が十分に実施されていない
 - ※特別監査：ハンドブック（機関用）22（6）を参照
 - ・ 通常監査の一部（概ね10%以上が望ましい。）を対象とした、特別な監査。
 - ・ 機関使用ルール 4-6 【内部監査の実施】で示す監査をいう。
- ・ 内部監査において、公認会計士等の会計的専門知識を有する者が活用されていない

各研究機関におかれては、これら実地検査での指摘事項にも留意いただきながら、科研費の適正な使用・管理と、その基盤となる体制及び環境等の整備について、引き続きご対応ご協力をお願いいたします。

令和6年度科研費実地検査で報告があった不正防止に向けた取り組みの例

【独自マニュアル等】

- 注意点や機関におけるルール等をまとめた機関独自のマニュアルを作成・配付
- マニュアルや様式、助成情報等の研究関連情報を学内ポータルサイトに整理してまとめて提供

【研究者のサポート体制（相談受付、情報共有含む）】

- 科研費の研修会・説明会として、全体向けに加え、初任者を対象にした質問しやすい少人数規模による相談会を開催

【不正防止の啓発活動及び牽制】

- 不正防止強化月間にアンケート調査を実施し、結果を各部局の教授会や研究関連の評議会でも報告
- 役員・職員・研究者で密にコミュニケーションを図る定例会議において、科研費のルールやガイドライン等を話題に取り上げ、情報・状況の共有を図る
- カラ出張防止のため、出張申請の決裁ルートに教務担当も含め、教員の授業の有無を確認し牽制（財務会計と勤怠等のシステム連携は費用も多く必要だが、運用面から有効性を担保。）
- 物品購入申請時に「購入目的」欄の記載を求め、説明責任を意識付けと目的外使用を牽制
- 万遍なく内部監査できるよう、対象（研究者）をローテーションで決定。（無作為抽出の一例）

【執行管理の工夫】

- マニュアルや適時の通知、使用予定調査により、計画的執行の意識付けと無理な使い切り防止
- 海外等でのより柔軟な執行を目指し、希望研究者には法人発行のクレジットカードを配付

5. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する告発等受付窓口

研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する告発等受付窓口(1)

<文部科学省の競争的研究費等に係る研究活動の不正行為(研究成果の捏造、改ざん、盗用)並びに研究費の不正使用及び不正受給に関する告発受付窓口について>

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、文部科学省の競争的研究費等に係る研究活動の不正行為並びに、研究費の不正使用及び不正受給に関する告発受付窓口を以下のとおり設置していますので、お知らせします。

【告発等の受付窓口】

文部科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当)付
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
直通電話 03-6734-4018
電子メール chosei-k@mext.go.jp

※電話による受付時間は、平日9時30分～18時15分です

(告発等を受付ける際の留意事項)

- 告発等を受付ける際には、
 - ・匿名での告発か顕名(告発者の氏名・連絡先)での告発のどちらを希望するか、
 - ・不正を行ったとする研究者・グループ、
 - ・不正行為や不正使用・受給の態様(内容や年度等を含む)、
 - ・不正行為とする科学的根拠あるいは不正使用・受給とする根拠、
 - ・使用された競争的研究費等について確認させていただくとともに、調査にあたって告発者に協力を求める場合があります。
(※匿名による告発等を妨げるものではありません。)
- また、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合には、告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発がありうることを申し添えます。
- この窓口は研究活動の不正行為、研究費の不正使用・不正受給に関する受付窓口です。その他の事案に関する御相談等は各担当にお尋ねください。

研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する告発等受付窓口(2)

独立行政法人日本学術振興会では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、改正平成26年2月18日)等を踏まえ、**独立行政法人日本学術振興会の実施する事業に係る研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等に関する告発等受付窓口**を以下のとおり設置しています。

■ 告発等の受付窓口

お問い合わせは可能な限りメール、または郵送にてお願いいたします。

電話による告発も可能ですが、その場合でも、告発内容の正確性を確保するために書面のご提出をお願いすることがあります。

電子メール：meyasubako*jsps.go.jp

(注)メールアドレスは「@」を「*」に置換しています。

〒102-0083

東京都千代田区麹町5-3-1 独立行政法人日本学術振興会 監査・研究公正室

直通電話：03-3263-1074

ファクシミリ：03-3237-8238

■ 告発等に係る留意事項

1. 研究機関に所属する研究者が行った不正行為及び不正使用等に係る調査については、原則として、当該研究機関が行うことになることをあらかじめご承知置ください。

2. 告発等を受け付ける際には、告発者の所属・氏名・連絡先、不正を行ったとする研究者・研究グループ、不正行為及び不正使用等の態様、不正行為とする科学的な合理性のある根拠あるいは不正使用等とする合理的な根拠、使用された研究資金等の種別・名称等について確認させていただきます。また、調査にあたって告発者に協力を求める場合があること、告発等が悪意に基づくものであることが判明した場合には、告発者の氏名の公表、刑事告発等が行われる可能性があることを申し添えます。

(※匿名による告発等を妨げるものではありません。)

3. この窓口は、日本学術振興会の実施する事業に係る不正行為、研究費の不正使用等に関する受付窓口です。その他の事案に関するご相談等は、[各担当](#)にお尋ねください。

研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する告発等受付窓口(3)

本学の研究費の不正使用および研究活動における不正行為に関する通報窓口 研究費の運営・管理および研究活動に関する相談窓口

【通報・相談窓口】

常磐大学・常磐短期大学 地域連携研究支援センター 研究支援係

〒310-8585 茨城県水戸市見和1-430-1

TEL: 029-232-2541 (直通)、FAX: 029-232-2861、E-mail: kenkyu※tokiwa.ac.jp (※は@に置き換えてください)

【受付時間】

8:30-17:30 (日曜日、土曜日、祝日、本学所定の休日を除く。)

【通報方法】

通報(相談)用フォーマットに必要事項を記入の上、書面、電話、FAX、電子メール、面談により通報(相談)願います。

研究費の不正使用および研究活動における不正行為に関する通報を受け付けます。

【対象】

- ・預け金、プール金(カラ出張、カラ謝金)、書類の書換え等により不正に研究費を使用すること。
- ・関係法令、配分機関の定め、学内関係規程等に違反して研究費を使用すること。
- ・論文等における研究データのねつ造、改ざん、盗用などの行為。
- ・その他、研究費の不正使用または研究活動における不正行為に該当すると思われるもの。

【留意事項】

- ・通報された情報は、必要な調査を行うためだけに使用し、それ以外の目的に使用したり、公開したりすることはありません。また、通報者は、通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。
- ・通報された情報に関し、より詳細な情報、調査への協力を求める場合があります。
- ・調査の結果、悪意(被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。)に基づく通報を行ったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることがあります。

研究費の運営・管理および研究活動に関する学内外からの相談を受け付けます。

【対象】

- ・研究費の運営・管理および研究活動に関すること。
- ・研究費の不正使用および研究活動における不正行為に関する通報または情報提供に関すること。

【留意事項】

- ・事例を整理・分析し、必要に応じて、コンプライアンス教育等において周知する等により学内で共有させていただきます。
- ・前項の分析結果は、必要に応じて、モニタリング結果等とともに基本方針及び内部規程等の見直しに活用させていただきます。
- ・相談内容によっては、通報事案として受け付けることがあります。